

事業計画及び予算の概要

平成 28 年 2 月 22 日に開催されました第 149 回栃木県市町村職員共済組合組合会において、平成 28 年度の事業計画及び予算が議決されましたので、本号ではその概要についてお知らせします。

平成 28 年度の事業計画及び予算編成にあたり、基礎となった数値です。

総括事項

所属所数	市	14	組合員数	16,575 人
	町	11	任意継続組合員数	359 人
	一部事務組合等	16	被扶養者数	15,806 人
	合計	41	平均標準報酬の月額	長期 375,933 円 短期 377,286 円

短期経理（短期給付事業）

☝ [短期財源率は据え置き、介護財源率は引き上げます。]

短期経理は、組合員の皆様の掛金と地方公共団体の負担金を主な収入として、組合員とその被扶養者の皆様が医療機関等で受診されたときの医療費や出産費等の各種給付金を支払う「短期給付」や、高齢者医療制度・介護保険制度等への納付金及び支援金等の拠出などを行っています。

短期経理の財政状況については、平成 27 年度は 6,666 万円の当期損失金が見込まれるため、短期積立金を取り崩し、平成 27 年度末の短期積立金は 5 億 3,351 万円となる見込みです。平成 28 年度の短期経理は、前期高齢者納付金が前々年度の精算等により平成 27 年度と比較して約 3 億 6 千万円減額になることなどにより支出が減少し、当期利益金が生じる見込みであることから、平成 28 年度の短期財源率は 88.96/1000 で据え置くこととします。

なお、高齢者医療制度等への納付金・支援金等へ充てるための財源率（特定保険料率）は、短期財源率 88.96/1000 のうち、38.86/1000 となり、短期財源率の約 43% を占めています。

介護保険については、平成 27 年度は 1,317 万円の当期損失金が見込まれ、平成 27 年度末では介護積立金がなくなる見込みであることから、平成 28 年度は介護財源率を 0.64/1000 引き上げ、11.76/1000 とすることとします。引き上げにより、平成 28 年度は約 590 万円の当期利益金となり、平成 28 年度末の介護積立金は約 190 万円となる見込みです。

■ 短期財源率及び介護財源率

標準報酬月額及び標準期末手当等の額と掛金・負担金の割合

● 短期財源率

(単位：‰)

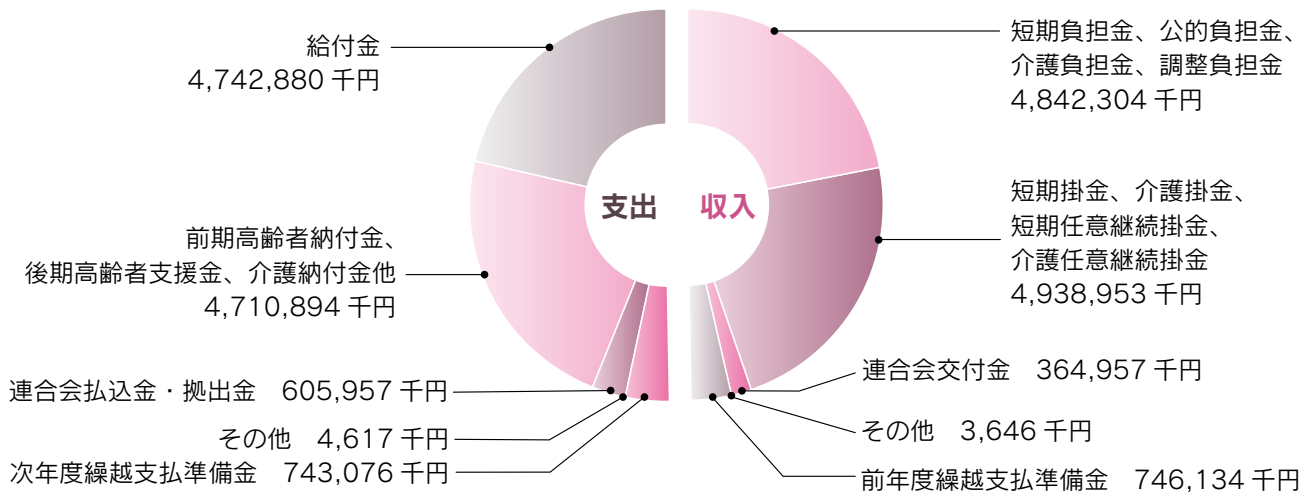
区分		掛金	負担金
一般組合員 市町村長組合員 特定消防組合員	標準報酬月額に係る率 標準期末手当等の額に係る率	44.48	44.48
長期組合員 市町村長長期組合員	標準報酬月額に係る率 標準期末手当等の額に係る率	2.09	2.09
任意継続組合員		88.96	

● 介護財源率

(単位：‰)

区分		掛金	負担金
該当組合員	標準報酬月額に係る率 標準期末手当等の額に係る率	5.88	5.88
任意継続組合員		11.76	

★短期経理に係る資金計画



収入計 10,895,994 千円
支出計 10,807,424 千円

当期利益金 88,570 千円
差引次年度繰越利益剰余金 1,073,514 千円

厚生年金保険経理

平成 27 年 10 月から被用者年金一元化により、公務員も厚生年金に加入することになりました。この経理は、老齢厚生年金、障害厚生年金並びに遺族厚生年金の給付に要する費用となります。組合員の皆様の組合員保険料率は、下表のとおりとなり、毎年 9 月に引き上げられます。70 歳以上の組合員の方は、厚生年金の加入資格がありませんので、組合員保険料の徴収はありません。

厚生年金保険財源率

(単位：%)

区 分	平成 28 年 4 月～8 月		平成 28 年 9 月～平成 29 年 8 月	
	組合員保険料	負担金	組合員保険料	負担金
標準報酬月額及び標準期末手当等に係る率	86.39	86.39	88.16	88.16

退職等年金経理

この経理は、平成 27 年 10 月から新 3 階部分の公務員版企業年金に相当する退職年金並びに被用者年金一元化後に決定した公務上の障害・遺族年金給付に要する経理となります。

退職等年金給付財源率

(単位：%)

標準報酬月額及び標準期末手当等に係る率	掛 金	負担金
		7.5

組合員の皆様の掛金率は右表のとおりとなり、平成 27 年度と変更はありません。

経過的長期経理

この経理は、旧 3 階部分の職域年金並びに平成 27 年 9 月までに決定した公務上の障害・遺族年金給付に要する経理となります。

経過的長期給付負担金率

(単位：%)

標準報酬月額及び標準期末手当等に係る率	負担金

これらに要する費用は、被用者年金一元化前の旧 3 階部分の積立金と地方公共団体の負担金で賄われますので、組合員の皆様の負担はありません。

経過的長期預託金管理経理

経過的長期給付事業に係る積立金については、全国市町村職員共済組合連合会が運用を行っていますが、その資産の一部を連合会から預託を受け、縁故地方債の引き受け、貸付事業の貸付金の原資として運用しています。

業務経理

この経理は、当組合の業務運営に必要な人件費や事務費等を賄うもので、地方公共団体の負担金として、組合員1人当たり年額10,890円と全国市町村職員共済組合連合会からの交付金により賄っています。

この結果、収入については約2億6,958万円、支出については約3億99万円となり、約3,141万円の当期損失金を見込みました。

なお、平成28年度は個人番号管理システム及びセキュリティシステム等を導入するため負担が増えることとなりますが、財政状況を十分に認識し、経費の節減に努めてまいります。

保健経理 (保健事業)

この経理は、組合員及び被扶養者の皆様の疾病予防を目的とした人間ドック、がん検診等への助成、生活習慣病の予防を目的とした特定健康診査及び特定保健指導、皆様の保健保養を目的とした宿泊施設利用助成などを行っております。

共済組合では、昨年8月に策定した「データヘルス計画：第1期」に基づき、専門的かつ詳細なレセプト及び健診データの分析を行い、その分析結果について組合員等の皆様への周知及び所属所への提供をするとともに、皆様のさらなる健康の増進に向けて、所属所を訪問し、所属所と組合の協働事業を実施してまいります。

また、PET(陽電子放射断層撮影)検査への助成、禁煙サポート助成、健康料理教室、個別訪問型特定健康指導などの実施により、疾病予防対策の強化を図っております。

なお、保健事業全般においては、多くの方にご活用いただけるよう、実施方法などについて見直しを行っておりますが、組合員等の皆様のご意見・ご要望を反映させるため、アンケートを実施する予定です。

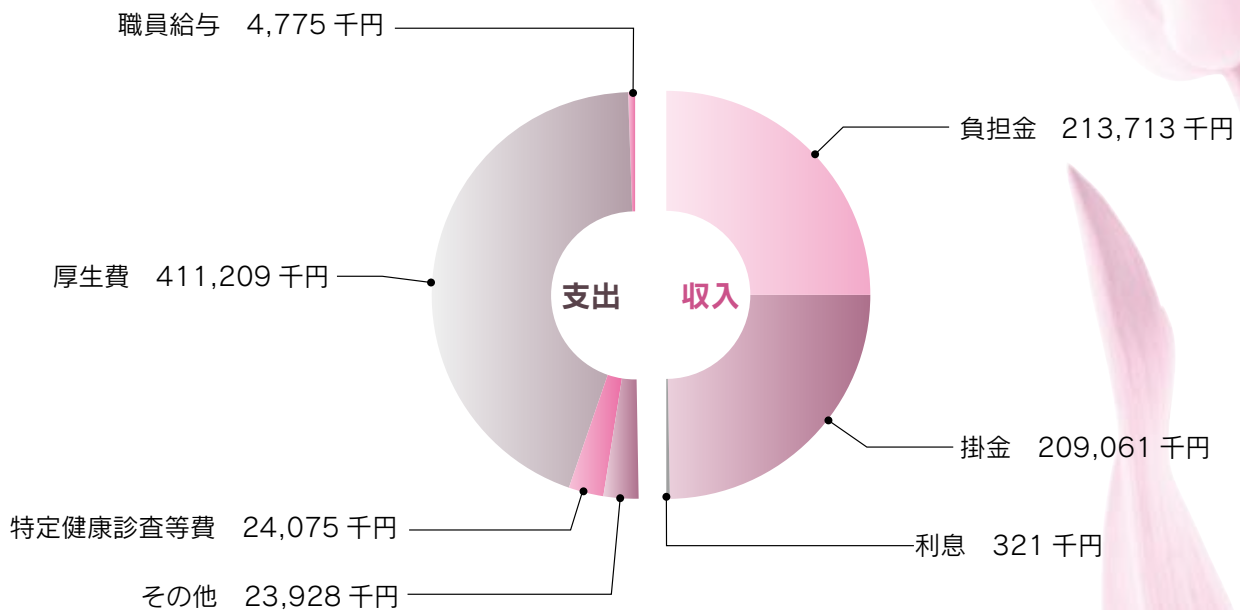
平成28年度の保健経理に係る資金計画においては、約4,090万円の損失が見込まれますが、積立金を取り崩してこれに当てることとし、保健財源率については、単年度収支及び繰越利益剰余金の状況を考慮し据え置くこととします。

●保健財源率

(単位：%)

	掛金	負担金
標準報酬月額及び標準期末手当等に係る率	2.12	2.12

★保健経理に係る資金計画



収入計 423,095 千円

支出計 463,987 千円

当期損失金 40,892 千円

差引次年度繰越剰余金 459,216 千円

● 事業の種類

項目		概要
保健事業	人間ドック	30歳以上の組合員と35歳以上の任意継続組合員及び被扶養配偶者が対象 助成金額 日帰りドック、脳ドック（日帰り）…26,000円 宿泊ドック、脳ドック（宿泊）…36,000円 受診年度60歳の組合員については、40,000円を限度として助成
	がん検診	健康診断に併せて検診を行った場合に、下記金額を限度として助成 組合員対象 胃がん検診…4,000円 大腸がん検診…1,700円 肺がん検診…660円 35歳以降、5歳間隔の年齢の組合員対象 肝炎ウイルス検査…1,900円 50歳以上の男性組合員対象 前立腺がん検診…2,000円
	婦人科検診	健康診断に併せて検診を行った場合に、下記金額を限度として助成 女性組合員対象 子宮頸がん検診…4,500円 乳がん検診（視触診＋超音波）…2,800円 40歳以上の女性組合員対象 乳がん検診（超音波＋X線撮影）…4,800円
	PET検査助成	30歳以上の組合員と35歳以上の任意継続組合員及び被扶養配偶者が対象 PET（陽電子放射断層撮影）検査を受診した場合に、62,000円を助成
	歯科健診	出向型と来院型の歯科健康診断費用の全額を助成
	インフルエンザ助成	組合員及び被扶養者が対象 インフルエンザ予防接種時の自己負担が1,000円以上の場合に、1回につき1,000円を2回まで助成
	電話健康相談	組合員、被扶養者及び同居の家族を対象に、病気やケガ、育児、メンタル等専門家による健康医療相談を実施
	禁煙サポート助成	組合員及び被扶養者等が対象 公益財団法人日本対がん協会主催の「らくらく禁煙コンテスト」に参加した場合に、参加費のうち4,000円を助成
	救急薬品等配付	組合員及び任意継続組合員に、救急薬品等を選択制により配付
	県内施設利用助成	組合員、任意継続組合員及びその被扶養者（6歳以上）が対象 栃木県内の協定及び指定宿泊施設を利用した場合に、1人1泊につき3,000円を助成
県外施設利用助成	組合員、任意継続組合員及びその被扶養者（6歳以上）が対象 栃木県外の協定及び指定宿泊施設を利用した場合に、1人1泊につき2,000円を助成	
図書・広報関係	保健関係図書	組合員又は被扶養者が出産したときから1年間（12回）育児指導誌を配布
	医療費通知 後発医薬品差額通知	組合員を対象に、医療費及び後発医薬品（ジェネリック医薬品）の差額について通知
保健事業 講座関係	健康セミナー	組合員及び被扶養者等が対象 健康セミナーの開催
	ライフプランセミナー	組合員及び被扶養者等が対象 ライフプランセミナーの開催
	健康料理教室	組合員及び被扶養者等が対象 健康料理教室の開催
保健指導・特定健診	特定健康診査	特定健康診査費用の全額を助成
	特定保健指導	特定保健指導費用の全額を助成

貯金経理（貯金事業）

この事業は、共済組合が貯金加入者からお預かりした資金を効率的に運用し、その運用益を還元することにより、組合員の福祉の増進を図ることを目的としています。

平成28年度の支払利率は、年利1.5%を維持し、貯金総額は405億8,900万円を見込んでいます。債券市場では低金利が続いていますが、安全な運用を心がけ、国債、地方債、政府保証債、格付けの高い財投機関債、金銭信託等により効率的に運用を行います。

貸付経理（貸付事業）

この事業は、組合員の皆様の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とし、組合員の臨時の支出に対する資金の貸付けを行っております。なお、貸付けの種類は、普通貸付、住宅・在宅介護対応住宅貸付、災害貸付、特別貸付（医療・入学・修学・結婚・葬祭）等があります。

貸付利率は、平成28年3月現在、普通・住宅・特別貸付は年2.66%、在宅介護対応住宅貸付は年2.40%、災害貸付は年2.22%です。また、住宅貸付等を受ける場合、抵当権の設定が不要となっておりますので、ぜひご利用ください。

物資経理（物資事業）

この事業は、共済組合が指定契約をした業者（指定店）から、組合員及びその家族が必要とする生活必需物資を供給することや、遺族付加年金“きずな”にご加入いただくことで皆様の生活内容の向上を図ることを目的としています。

なお、平成28年度の立替金利率については、前年度に引き続き、自動車物資は年1.7%、一般物資は無利子となります。

また、遺族付加年金“きずな”については、平成29年1月更新時より医療保障保険に任意で特約を付加できるようにすることで、保障内容の充実を図ります。